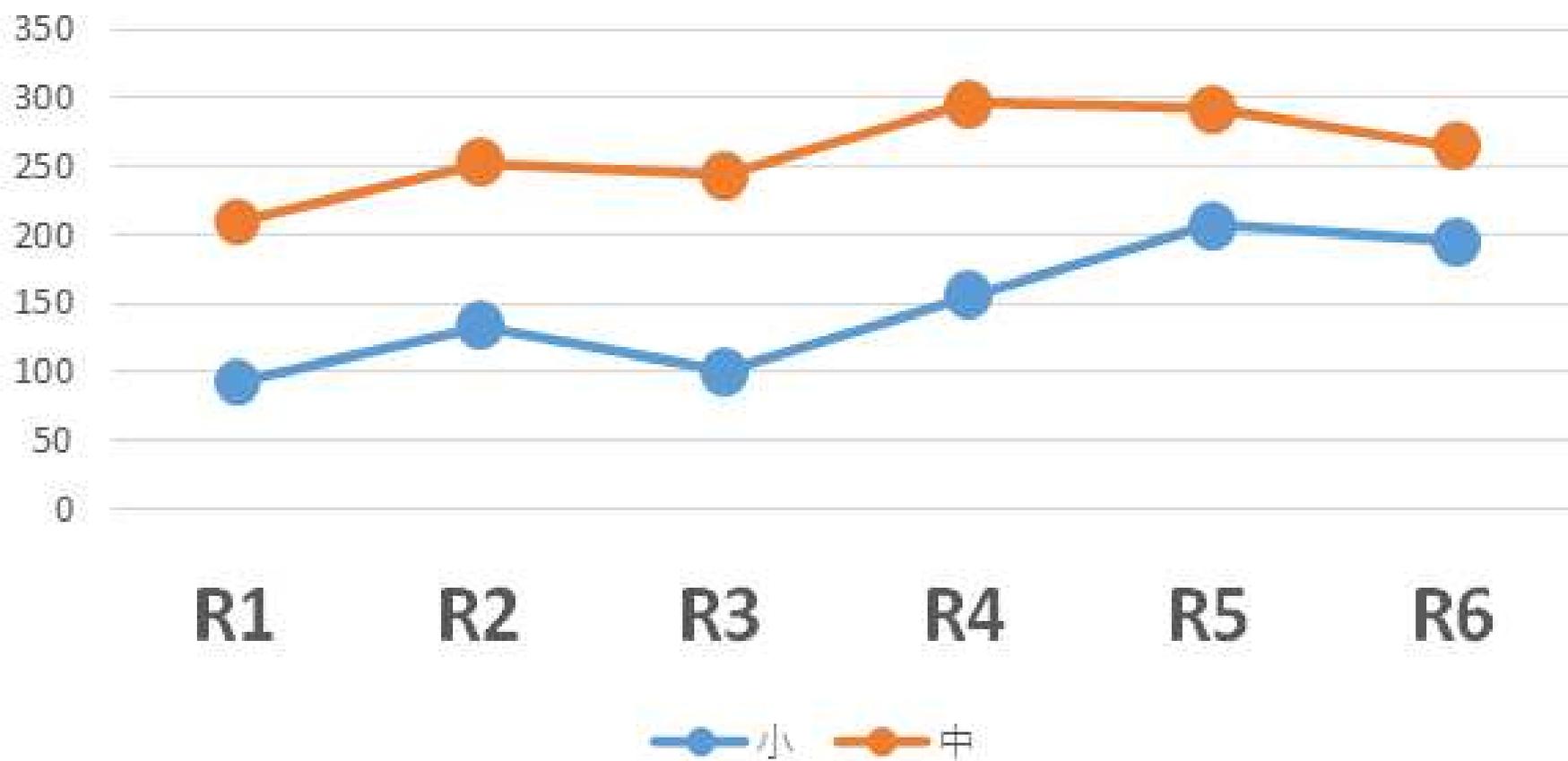


青梅市 チャレンジクラス 開設に係る説明会

1 青梅市の現状について

不登校児童・生徒数の推移



1 青梅市の現状について

教育支援センター

ふれあい学級



学校復帰や社会的自立に向け、時間割をもとに教科指導や個別学習、体験活動等を行います。教材や課題は個々に対応したものを使用します。

場所：東青梅センタービル3階および分室
(大門市民センター、野上第一自治会館)

スクールソーシャルワーカーを中心に、児童・生徒および保護者に対し支援・助言等を行います。家庭訪問や関係機関への接続なども必要に応じ行います。

場所：東青梅センタービル3階

登校支援室



教育相談所



常駐の心理相談員が学校生活の様々な悩みに対応します。来所相談・電話相談・メール相談に応じています。

場所：東青梅センタービル3階

青梅市立学校

校内委員会

校長をはじめ、関係教職員が定期的に集まり、児童・生徒一人一人について情報交換を行い、適した支援について検討しています。



校内別室指導支援員

登校はできても、教室に入ることが難しい児童・生徒に対し、個別に学習指導等を行います。児童・生徒が安心できる居場所づくりに努めています。



スクールカウンセラー

各校に配置されたスクールカウンセラーが、児童・生徒および保護者の様々な相談を受けています。週1～2日在校しています。



不登校対応巡回教員

不登校対応巡回教員は、市内中学校を週に1回ずつ巡回し、不登校児童・生徒に対し様々な支援を行っています。

(拠点校：第六中・震台中)



チャレンジクラス

不登校の児童・生徒を対象に、特別の時程やカリキュラムにより、生徒一人一人に合わせた学習指導等を行います。令和8年度より、市内中学校1校に設置予定です。

2 チャレンジクラスについて

(1) チャレンジクラスとは

不登校生徒が**安心**して学校生活を送ることができるよう**ゆとり**ある生活時程を実現し、実態に応じた**支援**を行う。

※**新町中学校内**に設置し、入級した生徒は
新町中学校に在籍しチャレンジクラスに通学します。

(2) チャレンジクラスの目的

- **登校日数の増加**
- **学習内容の定着**
- **学校内外の機関等による相談・指導
等を受けていない生徒の解消**

2 チャレンジクラスについて

(3) 対象となる生徒について

- 年間 **30 日以上**欠席し、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的 要因・背景により、登校しない、あるいは、したくてもできない状況にある 生徒
- 断続的な不登校又は不登校の傾向**が見られる生徒を対象とした教室です。

(4) カリキュラム・指導形態①

生徒一人一人の学習状況に合わせた個別学習やグループ学習などを行うほか、生徒の興味や関心に合わせた様々な学習活動等を通じて、生徒のチャレンジ意欲を育みます。

2 チャレンジクラスについて

(4) カリキュラム・指導形態②

- ◆ **1日4時間**の生活時程（水曜日は3時間）
（新町中学校の年間指導計画に基づいた学習）
 - ◆ 教科の学びを個別にサポート
 - ◆ **週19時間**の学習
- ※ 通常の学級は週29時間が基本

2 チャレンジクラスについて

(4) カリキュラム・指導形態③

◆ 国/数/英/社/理/保体/総合

週あたり **2時間**

◆ 音/美/技家/道/特活

週あたり **1時間**

◆ 年間でトータル **665時間**

※通常の学級は1015時間

実態に応じて
柔軟に編成を
していきます。

(4) カリキュラム・指導形態④



生徒の希望に応じて、**部活動や各種学校行事等**にも参加可能です。

2 チャレンジクラスについて

(5) 生活時程

| 通常学級 | チャレンジクラス | 生活時程 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
|------|----------|-----------------------|---------|----|----|----|----|
| 1 校時 | | ～ 9 : 3 0 | 登校 | | | | |
| | | 9 : 3 0 ～ 9 : 4 0 | 朝の学級活動 | | | | |
| 2 校時 | 1 校時 | 9 : 4 5 ～ 1 0 : 3 5 | 学活 | 教科 | 教科 | 教科 | 教科 |
| 3 校時 | 2 校時 | 1 0 : 4 5 ～ 1 1 : 3 5 | 教科 | 教科 | 教科 | 教科 | 教科 |
| 4 校時 | 3 校時 | 1 1 : 4 5 ～ 1 2 : 3 5 | 教科 | 教科 | 教科 | 教科 | 教科 |
| | | 1 2 : 4 5 ～ 1 3 : 0 5 | 給食 | | | | |
| | | 1 3 : 0 5 ～ 1 3 : 2 5 | 昼休み | | | | |
| 5 校時 | 4 校時 | 1 3 : 3 0 ～ 1 4 : 2 0 | 総合 | 教科 | | 教科 | 総合 |
| 6 校時 | | 1 4 : 2 5 ～ 1 4 : 4 0 | 清掃 | | | | |
| | | 1 4 : 4 0 ～ 1 4 : 5 0 | 帰りの学級活動 | | | | |
| | | 1 5 : 0 0 | 下校 | | | | |

(6) 具体的な支援について



学校は、「個別支援計画」を作成し、その計画を基に支援方針を立てていきます。「個別支援計画」を活用し、生徒や保護者と定期的に面談等を行い、生徒の学びを支援していきます。

3 利用までの流れ

①保護者は在籍校長に入級希望を伝え、面談する。

②保護者は、申請書（様式1）を在籍校長へ、在籍校長は教育委員会へ提出する。

③入級希望があった旨を、教育委員会から新町中学校に連絡する。

④新町中は保護者と日程を調整し、生徒・保護者がチャレンジクラスを見学する。

※体験入級は1日1時間以上参加し、2週間程度実施

⑧新町中以外に在籍している生徒については、設置校への転出手続きを行う。

⑦教育委員会は入級審査会を行い、結果を保護者に送付する。

⑥体験1週間程度の時点で、チャレンジクラス教員と面談し意向確認をする。

⑤生徒は、2週間程度の体験入級※または見学を行う。

3 利用までの流れ

入級審査について①

(1) 2週間程度の体験入級

実際に新町中に登校し授業を体験します。
体験開始1週間を目処に、三者面談を実施し、意向の確認などを行います。

※体験期間のうち、**6割程度以上**の登校が必要
です。

入級審査について②

(2) 審査会の内容

設置校長を中心に、在籍校での様子や、体験期間中の様子、面談の結果などをもとに総合的に判断します。

審査の結果については、書面等で保護者にお知らせします。

4 その他

1 通学について

(1) 自転車による通学

新町中の学区内の生徒については、徒歩による通学が原則です。

(2) 公共交通機関の利用

学区外の生徒については、保護者の方による送迎、または公共交通機関の利用が原則です。

2 服装等について

(1) 服装は基本的には自由です。

自由な服装が可能ですが、節度ある服装を心がけてください。

新町中や前籍校の標準服着用も可能です。

(2) 校則等の決まり

新町中学校のルールが基本となります。

3 他機関等の利用について

(1) 教育支援センター（ふれあい学級）

ふれあい学級を利用することは可能です。

あくまで、チャレンジクラスへの通級が中心となります。

(2) 特別支援教室

継続的に登校できている場合は、必要な手続き等の上で利用することは可能です。

4 校内別室指導との違い

校内別室指導は、支援員の見守りのもとで、自主学習等を行いますが、チャレンジクラスでは、時間割に基づいて教員が授業を行います。よって、学習内容の定着に、より主眼が置かれています。

評価評定も、通常の学級と同様に行います。